

健康・医療戦略推進会議の運営について（案）

令和 3 年 5 月 2 1 日

健康・医療戦略推進会議議長決定

「健康・医療戦略推進会議の開催について」（平成 2 6 年 6 月 1 0 日健康・医療戦略推進本部決定）第 4 項の規定に基づき、健康・医療戦略推進会議（以下「会議」という。）の運営については、次のとおりとする。

1. 会議について

会議は、原則として、公開とする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

2. 議事概要及び配布資料について

会議における議事概要及び配布資料は、原則として公開とする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、議事概要及び配布資料の一部又は全部を非公開とすることができる。